

総務常任委員会記録

令和元年12月16日（月）於 第1委員会室
開会 午前10時00分
散会 午前10時40分

○出席委員（7名）

5番 福士文敏委員 12番 尾崎寿一委員 17番 鶴ヶ谷慶市委員
21番 三上秋雄委員 22番 佐藤哲委員 23番 越明男委員
24番 工藤光志委員

○出席理事者（4名）

総務部長 赤石 仁 人事課長 堀川 慎一
契約課長 黒沼立真 文化スポーツ課 奈良岡 隆介
スポーツ推進係長

○出席事務局職員（2名）

局長 高橋 晋二 書記 成田 敏教

【午前10時00分 開会】

○委員長（工藤光志委員） これより、総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は議案4件であります。

なお、審査に先立ち申し上げます。

議案審査に当たりましては、お手元に配付しております議案審査順序表のとおり審査を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議案第60号 弘前市職員給与条例及び弘前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） まず、議案第60号弘前市職員給与条例及び弘前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第60号弘前市職員給与条例及び弘前市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、令和元年度における一般職の国家公務員の給与改定に準じ、あわせて地域における民間事業の従事者の給与等の状況を勘案し、一般職の職員の基本給月額を改定するなど、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明申し上げますので、お手元の資料をごらんください。

(1)は、一般職の職員に支給する勤勉手当を0.05月分引き上げようとするものでございます。今年度は12月分を0.05月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.025月分引き上げとするものでございます。

(2)は、特定任期付職員に支給する期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。今年度は12月分を0.05月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.025月分引き上げとするものでございます。

そのほか、一般職の国家公務員の給与改定に準じまして、基本給表について、主に若年層の職員を対象に0.17%程度、本年4月にさかのぼって基本給額を引き上げようとするものであります。

以上でございます。

○委員長（工藤光志委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） まず最初に、この間、随時いろいろと繰り返してきた今回の改定かなというふうな認識を持ちながら、最初に二つほど、全体的な情景について少し伺います。

まず、今日に至るまでの国レベル、それから県の人事委員会等々、それから庁内の人事課を中心とする検討、あとこれはもう、労働組合との対応はどうなのかというあたりが、なかなかでも労働組合の詳細にわたる了解を得たとすると、これはちょっとまだいろいろ議論の余地もあるところかもわかりませんが、そこら辺の経過、経緯についてということ。

もう一つ、今私も冒頭にちょっと言った、今、部長からもちょっとあったように、数年繰り返してきたのですけれども、額が、全体としては、これ、手放して喜べるような額の改定とはちょっと言えないような気がするのですけれども、今の段階で、役所全体の見解として今回の改定の全体的な評価、ここら辺、二つ、まず最初に伺いたいと。

○人事課長（堀川慎一） まず、1点目です。経緯ということでお答えさせていただきます。

国の人事院勧告は8月7日に出されております。そして、青森県の人事委員会の勧告が10月7日に出されております。この勧告ですけれども、国の人事院において、国全体の企業の給与の支給状況民間給与実態調査ということで調べております。あわせて、県の人事委員会においても、県内の民間企業の給与状況を調べております。それはもう、調査の結果、月給・ボーナスについて、いずれも民間の給料が公務員の分を上回っているとの勧告をするものであります。

続いて、労働組合との交渉につきましては、去る11月11日に団体交渉を行ってございます。今御説明いたしました改定の内容で合意に至った状況でございます。

続いて、額のところということで、今回の改定の給料表につきましては、平均改定0.17%程度ということで引き上げを行っております。初任給につきましては、大卒1,500円、高卒2,000円の引き上げとなっております、これを踏まえ、主に若年層の職員を対象に引き上げとなっております。

次に、期末・勤勉手当、いわゆるボーナスにおいても、今回、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げております。引き上げ対象となる若年層においては、平均的な行政職の職員である大卒・採用7年目・主事級の職員の例で申し上げますと、基本給の部分については年額で1万8000円程度の引き上げと、勤勉手当については年額で1万7000円程度の引き上げとなり、合わせますと年間で3万5000円程度の増額となります。

続いて、給与改定及び勤勉手当0.05月分の増額における対象人数・影響額につきましては、企業会計を含む市全体の対象人数1,358名となっております、それに伴う影響額としまして

は全体で3250万円を見込んでございます。

○23番（越 明男委員） 続いて、今、課長のほうから、私も一定程度予想していたというか、全国的な記事なんかを見て、二つほど特徴があると思うのですね。これはもう、このいわゆる新陳代謝と称する形で、30代以下の若年層に配慮して——配慮したといっても0.17%、先ほど2,000円相当だとかと説明がちょっとあったのですけれども、これをどう見るかの問題ですよ。若年層にとってもわずかなような気がするのだけれども、一方ではクエスチョンとして、40代以上に達しているとどうしてこの配慮が、逆にいうとなされなかったのか、その辺、ひとつ認識をちょっと伺いしておきたいと思えます。

それから、30代の若年層と今の7年目の例が出されたのです。これは今の現行の役職の皆さん方の肩書といいますか、役職で言いますとどのあたり以下になるのですか。例えば係長以下とか、あるいは主事とか、総括主事だとかそれ以下とか、そこら辺をちょっと説明してもらえませんか。

それからもう一つ、勤勉手当が0.05カ月分という説明がなされました。これで、先ほどの説明で、7年目の職員で1万7000円ほどだという説明がちょっとあったのですが、この勤勉手当0.05カ月分というのは、額としてはこれ1万7000円となると、おっという感じもちょっとするのですけれども、勤勉手当の今回のこのベアの分というか額の部分というか、これちょっとどう評価されているかというあたり、少し、もう1回伺っておきます。

○人事課長（堀川慎一） まず、今回の給与改定の部分は、35歳、半ばまでの給与改定ということで、役職でいきますと主事級ということになります。

今回の提案は0.05月分ということですが、やっぱり公務員の給与が税金をもとに支払われているということで、民間の給与との均衡を、均衡させることが望ましいという趣旨で、人事院勧告、県の人事委員会勧告がなされていると理解してございます。よって、今回、勧告に準じた内容で組合との交渉を行いまして合意に至ったものでございます。

○23番（越 明男委員） 私が指摘した、心配したことが、やっぱりこの額の改定ですからね、これ以上はもう人事課長のほうからということになると、これなかなか厳しいものがあるのではないかなと思うのですけれども、最後に、全体としては0.17%、勤勉手当0.05月分、大学卒の7年目で3万5000円と。これはこれで確かに影響力は大きいですよ。大きいだけでも、しかし今の物価スライド、はたまた消費税10%などのことを考えたら、本当に市の職員の、いい意味での応援になるかどうかという点では、私は不十分だなということを前提にしてちょっと発言しているわけですが、このところをもう一度、ちょっと全体的な影響についての見解をまとめてください。

あとこれはあしたの議論になるのですが、事前に補正予算で渡された部分で、1億2000万円でしたか、1億3000万円でしたか。少ない額といえども、この問題、1.2億円、1.3億円の給与のベアというのは、市民生活あるいは職員の生活改善に少しでも役には立つのだろうなという気はするのですが、そこら辺の、まとめた形で消費者としての市の経済への影響の部分と職員の待遇改善にはほど遠いのかもしれないけれども、いろいろな形での影響という点で、どんな市の見解を持っているか。そこを求めて私のほうは終わります。

○人事課長（堀川慎一） 市の経済への影響の部分ということでございますけれども、そこは職員の個々の消費活動ということで、それぞれの生活様式によって異なるものでありますけれども、職員組合との団体交渉の場においても、職員の生活改善のために速やかな支給を要望されておりますから、今回の改定に伴う差額分につきましては、年内支給に向けて進めてまいりた

いと考えてございます。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

審査の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

【午前10時13分 休憩】

市民からの委員会傍聴の申し入れに対し、委員長において許可したところである。

【午前10時14分 開議】

○委員長（工藤光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第58号 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案

議案第59号 弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案

○委員長（工藤光志委員） 次に、議案第58号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案並びに議案第59号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案については関連がありますので、一括して審査に供します。

議案第58号及び第59号の以上2件に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長（赤石 仁） 議案第58号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案及び議案第59号弘前市特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例案について、一括して御説明申し上げます。大変申しわけございませんが、順序を逆にして59号、58号の順で御説明申し上げます。

議案第59号は、一般職の職員の給与改定に準じ、常勤の特別職の職員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

それでは、改正の内容について御説明申し上げます。お手元の資料をごらんくださるようお願いいたします。

資料にありますとおり、期末手当の支給割合を0.05月分引き上げようとするものでございま

す。今年度は12月分を0.05月分引き上げ、来年度以降は6月と12月を均等に0.025月分ずつとし、支給月数を平準化するものでございます。

次に、議案第58号弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本議案は、常勤の特別職の職員の給与改定に準じ、議会の議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、先ほどの常勤の特別職の職員と同様となっております。

以上です。

○委員長（工藤光志委員） 議案第58号及び第59号の以上2件に対し、御質疑ございませんか。

○23番（越 明男委員） では、59号からいきますね。同じ提案でしたから。59号の引き上げに伴って、市長を初めとする4人分で幾らの増額となりますか。これ、確認したいと思います。

それから、58号、市議28名分と思われるのですけれども、28名分で幾らの増額となりますか。それぞれお願いいたします。

○人事課長（堀川慎一） 増額分の影響額でございます。59号の特別職の職員につきましては、対象は市長、副市長、教育長、代表監査委員の4名でありまして、合計で19万440円の増額となります。続いて、58号の議員報酬につきましては、議員28名分で合わせて87万5940円の増額となっております。

○23番（越 明男委員） 続いて、2回目。

ちょっときょう、58号と59号、それから、過ぎ去りし60号との関係でちょっと確認したいと思っていました。制度的なもので。

たしか、市長を初めとする特別職並びに我々議員の給与改定の場合に、特別職それから議員報酬等だか何だかの審議会がございましたね。この審議会が、この間、開かれているのかどうなのかというところを一つ確認したいです。

それからもう一つ、ちょっと伺いしておきたいのは、先ほど赤石部長の説明で、60号の一般職のいわば改定に準じ、あるいは準ずる形でと言いましたでしょうか。そのところを少し、議論したのですが、今、私、冒頭の一つのクエスチョンで言ったように、我々特別職、我々の給料の場合はたしか報酬審議会等がありまして、ここで開いて答申を受けてこれまで改定に対応してきたという、確か経緯があるはずなのですね。その論理からいきますと一般職の60号に準じて58号、59号を変えろという論拠が少し、成り立たないような感じがします。それで、また調べてみたら、去年、おととしも行政からの説明も今のような形で説明がありまして、よって議員報酬と特別職の引き上げも準ずる形でということでしたし提案されてきました。これ、論理的にも条例的にも結びつかないですよ。ここ、ちょっと確認したいと。

それを二つ、お願いします。

○人事課長（堀川慎一） 特別職報酬等審議会の関係でございます。特別職報酬等審議会、こちらは議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額、並びに市長等の退職手当の額に関することとなっております。今回の改正は、議員報酬の額、市長等の給料の額の改定ではなくて、期末手当の支給割合の改定であるということで、審議会の意見は聞いてございません。あと、特別職等報酬審議会については平成29年度に開催してございます。

それで、今年度の国の改定において、特別職の給料月額等の改定に当たって参考としている指定職俸給表が改定されていない状況にもあることから、審議会を開催する時期ではないと考えてございます。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第58号及び第59号の以上2件に対し、御意見ございませんか。

○23番（越 明男委員） これまでどおりであります。態度表明をいたします。

従来から、私ども特別職、それから議員報酬等々の部分については、反対の態度をずっととってきましたので、これまで反対で今回という、そんなことは、これはもう一貫性のない態度でありますので、反対の態度をとらせていただきます。

また、理由づけの部分としまして、確かに今の改定、一般職の職員に対する一つの大きな——大きなというか、影響が少なからずあるのしょうけれども、まだほど遠いという感じもいたしますから、市民感情からいっても、58号、59号に示される我々を含む人たちの部分の増額というのは、これ市民感情から見ても到底受け入れられないのではないかという点も配慮、吟味して、反対の態度を従来どおりとらせていただきたいと思います。

○21番（三上秋雄委員） 私は、議案第58号、第59号に対し、賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の特別職及び議員の期末手当の支給割合の改定については、本市が独自に行うものではありません。

国においては、内閣総理大臣などの特別職や国会議員の期末手当の支給割合について、一般職の職員の改定に準じて引き上げられております。さらに、青森県においては、知事など特別職や県議会議員の期末手当等について、支給割合を引き上げる条例案が可決されているところであります。

これまでも、特別職の給与及び議員の報酬のうち期末手当の支給割合については、引き上げ、引き下げ、どちらの場合においても、一般職の改定状況や国、県、他市の状況を勘案の上、改定しており、今回も同様の取り扱いであることから本案については賛成するものであります。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

まず、議案第58号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第59号について採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（工藤光志二委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入れかえ]

議案第68号 動産の取得について(圧雪車)

○委員長(工藤光志委員) 最後に、議案第68号動産の取得についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。総務部長。

○総務部長(赤石 仁) 議案第68号動産の取得について御説明申し上げます。

取得する動産の種類及び数量は、圧雪車1台で、取得の方法は買い入れであります。

取得目的は、既存の圧雪車の老朽化に伴い更新するもので、買い入れする圧雪車は、イタリア国プリノート社製のエベレストで、エンジン馬力315キロワット、排気量は1万1950cc、契約金額は3162万5000円、契約の相手方はJFEプラントエンジ株式会社であります。

以上です。

○委員長(工藤光志委員) 本案に対し、御質疑ございませんか。

○17番(鶴ヶ谷慶市委員) 二、三、お伺いいたします。

これを見ると、大部分が辞退していますけれども、3者が入札に参加されております。1者だけ何か、ほかのところと、他の2者と違って1000万円ぐらいの開きというか、差があるのですが、これは同じ車種ですか、それとも車種が違うのですか。それがまず一つ。

それから、リースは考えていなかったのかですね。それとプラスして、今、購入するということなのですけれども、何年間の、使用期間と言えればいいんだべが。何年ぐらいの使用期間を見ているのか。というのは、何で先にリースの話をしたかといえば、リースのほうがいいろいろ故障とか、新しいうちはなかなか壊れないと思いますけれども、リースのほうは何年かすると故障したりしても費用がかからないと思うのです。その辺の検討もされたのかどうか。どごだかんだで使うというものでもない、スキー場だけで使うと思うのですけれども、これを修理した場合、かなり高額な金額がかかるということも聞いております。まず、その辺についても検討されたのかどうか、お伺いします。

○文化スポーツ課スポーツ推進係長(奈良岡隆介) まず、一つ目の質問ですが、車種のほうなのですけれども、車種は3者とも違っております。一応、同等品ということで、こちらでは募集しているのですが、車種は違っております。

それから、二つ目の質問で、リースについての検討ということですが、今現在、岩木山百沢スキー場のほうにPB400という圧雪車のほうを、指定管理者である岩木山振興公社がリースして1台入れています。そちらのリース料金は、聞いたところによりますと、年間で78万6000円というふうになってございました。

この検討に係るところなのですが、今回の購入額が、入札額が3162万5000円となっております。税抜きでは2875万円となっております。それで、リースのほうが年間78万6000円ということを出ているのですけれども、毎年、今の圧雪車のほうにかかっている、この4年間ぐらいの維持管理費のほうを見積もりますと、大体平均で340万円ぐらいかかっています。新車を購入した場合は、大体10年間ぐらいは年間150万円ぐらいでいくだろうとなっております。それで、差額は190万円あるのですけれども、次の質問と混同するのですけれども、購入した場合に、大体の耐用年数というのが10年から15年というふうに業者が話をしています。15年間に190万

円を掛けますと、大体2850万円くらいというふうになるので、大体、今回の購入金額ぐらになります。それで、レンタルのほうは78万6000円ということで、これが15年間だと大体1179万円くらいで安いのですが、このほかに修理とか維持管理がまた別途だということで、やはりその部品とか故障箇所によってレンタルでも別に払いなさいという契約になっております。

それで今回、相馬のほうの圧雪車を購入するのですが、これは過疎債ということで、有利な起債を見込めましたので、ただそれはリースに使えるということで、購入ということで判断しました。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） 先ほど、車種にこだわるわけなのだけれども、イタリア製と言ったけれども、カタログを見れば、メーカーはメルセデスということで、これエンジンだけということで、そのほか関係する、そのほかについてはイタリア製ということでいいわけですね。細かいことで申しわけない。ちょっと教えてください。

○文化スポーツ課スポーツ推進係長（奈良岡隆介） エンジンはメルセデスということで、今のお話で間違いございません。ただ、製造会社はイタリア製ということになっていました。

○17番（鶴ヶ谷慶市委員） よく現場で仕事をしている、オペレーターも含めてなのですけども、現場の声を聞く必要があるか・ないかは別として、現場の声とかも、実際かかわる人の声も聞いているかどうか。そういうのも参考にして、この車種といたしますか、にしたのかどうか。今、レンタルよりも過疎債を使って購入したほうが得だという判断をされましたと。その辺、現場の声等を実際に聞かれて、聞いていなければ聞いていないでもいいのですけれども。

○文化スポーツ課スポーツ推進係長（奈良岡隆介） 現場の声ということですが、現場で実際に操作されます指定管理者の岩木振興公社の職員の方々の意見も、担当の職員が十二分に聞き取りしています。それで現在、岩木山百沢スキー場のほうではP B 400というドイツ製の圧雪車が入っています。今回、イタリア製の相馬に入るのですが、現場の職員にとっては操作性は大きく変わらないのだけれども、同じ車種のほうが部品の交換に相馬と百沢と融通がきくので本当はいいのだよなという感じはあったのですが、こちらとしましては、馬力とか仕様が大体同等であれば、そこは競争して一番安いものを購入せざるを得ないということで、今回イタリア製が一番安くなったので、ただ、今回の入札が一番安かったのですが、馬力が一番いい圧雪車が入りましたので、少し作業時間の効率も上がるのかなというふうに思っていました。

○23番（越 明男委員） 1点だけ。担当は契約課ですから、契約の部分に関して少し、二、三。問題なく、つつがなく今日まで来たから、こういう形の提案になったということだと思うのですが、一つだけ、ちょっと鶴ヶ谷委員もちらっと触れたのですが、このペーパーを見ますと、1回目の指名業者の辞退というのが、意味がわかりません。全部で何者、30者くらいあるのですか、これ。25から30者くらい、いわゆる市のほうで指名をかけて、応札したのが3者ですか、これ。いいのですか、これ。逆に言いますと、何でこんなに、辞退された業者のほうに御案内、入札の御案内を差し上げるのですか。そこをちょっと課長、説明していただければと。

○契約課長（黒沼立真） まず、指名に関しての部分なのですが、物品と役務の有資格者名簿で特殊車両に登録している業者、これをまず、32者いるのですけれども、全者指名しております。それで、その中でやはり特殊車両、さらに圧雪車ということで、特殊な車両ということもあって、実際には3者しか入札されなかったというふうに考えてございます。

特に問題はないと思っていました。ほかの物品に関しても、基本的に名簿の業者を全者指名して入札しております。だから、取り扱いは同じでございます。

○21番（三上秋雄委員） 一つだけ聞きたいのだけれども、今新しい機械が入る、それが相馬の

ほうに行くと。百沢のほうと指定管理しているスキー場というのは2カ所で、1台1台を持つのですけれども、私から見ると、百沢の敷地というのはかなり広いと。相馬はそこそこの広さだということで、この機械とスキー場の面積というのは、それに合ったような形の機種を選んだのか。そこ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○文化スポーツ課スポーツ推進係長（奈良岡隆介） スキー場の大きさですが、百沢スキー場は相馬の大体3倍ぐらいあります。それで、作業のほうはやっぱり、早朝から圧雪、雪が降った日は早朝から入るのですけれども、百沢のほうには圧雪車が、同じぐらいの性能のある圧雪車が2台入ってやっておりますので、その辺はちょっと。ただ状況によって、相馬のほうが低い山なので、雪をかたく締めなければならないとか、いろいろ形状とか、雪の状況とかで、かなり状況は違うようで、一概になかなか比べるとというのが難しいですが、百沢のほうは面積も3倍あるので、圧雪車を2台入れて今現在はやってもらっているという状況でした。

○5番（富士文敏委員） 先ほどの越委員の質疑に関連して、ちょっと入札の事務上の話なのですが、これ3者が応札しているのだけれども、実際、入札会場に来たのが何者なのか。

それと、辞退が、32者のうち29者が辞退しているわけなのですけれども、これ実際に商品を扱えるかどんだがの事前調査というのをしていないものなのですか。例えば、これに予定価格を立てていく上で、参考見積もりとか、多分もらおうと思うのですよ。そうすれば、何者かからもらったときに、いや、うちでは仮に指名出ても行けませんよとかという話が出てくれば、こういうふうな辞退者をうんと出さなくても、扱える業者だけに出すという事務上の問題があると思うのだけれども。そここのところを、ちょっとお聞かせ願えますか。

○契約課長（黒沼立真） 一つは、実際、入札に何者参加されたのかということなののですけれども、32者に指名通知をして、実際、入札会場においでになった方は、札が入っております3者が実際に入札会場に来られております。

あと、その事前調査という部分なののですけれども、当然のことながら、発注課において事前に参考見積もりは徴取しております。ただし、契約課のほうで、さらにそこから、取り扱いがありますかということで事前調査するということに関しては、調査するものの中にはあることはあるのですけれども、やはりそれぞれ業者のほうで、その場ですぐ、何というのでしょうか、回答したとしてでも事情が変わる可能性もあるといえばあると思うのですね。ですので、我々では基本的には全者に指名して、その入札までの間に、それぞれの指名を受けた業者が確認をしてやるというのが一番適切な方法だというふうに考えてございます。

○委員長（工藤光志委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（工藤光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。
よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時40分 散会】